

議案第 12 号

勝山市議会ハラスメント防止条例の制定について

勝山市議会ハラスメント防止条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

勝山市議会議員 吉田 将克
浦上 雄次

提案理由

市議会議員と市職員が、性別、年齢、職業、性的指向、性自認などにかかわらず、互いに尊重し、安心して活動できる環境を築くため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、個人の尊厳を著しく傷つける人権侵害であり、職務への支障にもつながり、市民のための健全な議論を妨げ、ひいては市民サービスを低下させ、議会の社会的信用及び信頼を失わせる行為である。勝山市議会議員(以下「議員」という。)間及び職員に対するハラスメントは、不当に議員及び職員の尊厳を傷つけ、人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、更には議会への市民の信頼を裏切ることになりかねない。このため、議会は、議員及び職員が人格を尊重し、相互理解を深め、良好な環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分発揮することができるよう、ハラスメントの防止及び排除に最大限努め、市民から信頼される品格のある議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員によるハラスメントを防止するための措置等を講ずることにより、議員及び職員が尊重された職場環境を確立することで市政の効率的運用に寄与し、もって市民から信頼される品格のある議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職又は同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(議員を除く。)であって、勝山市役所等に勤務するものをいう。
- (2) ハラスメント 次に掲げる行為であって相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境(議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。)を害するものをいう。
 - ア 職務上の権限、地位等の優位性を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
 - イ 性的な言動で相手方を不快にさせるもの
 - ウ 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害するもの
 - エ 妊娠、出産及び育児並びに介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により議会活動及び環境を害するもの(業務分担、安全配慮等業務上の必要性に基づくものを除く。)

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員が議員又は職員に対して行ったハラスメントに関して生じた問題について適用する。

(市議会議長の責務)

第4条 勝山市議会議長(以下「市議会議長」という。)は、議員によるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが疑われるときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、ハラスメントが議員及び職員の尊厳を傷つけ、労働意欲を低下させ、職場環境を害することを自覚するとともに、市民の代表として、議員及び職員の人格を尊重した活動をしなければならない。

2 議員は、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントの疑いがある言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むよう指摘し、市議会議長に当該事態について報告しなければならない。

(相談)

第6条 市議会議長は、ハラスメントに関する相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

2 前項の相談窓口は、次に掲げるものとする。

(1) ハラスメントに係る専門的な知識を有する者で構成される外部の第三者による相談窓口

(2) 勝山市議会事務局

3 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると考える議員又は職員(以下「相談者」という。)は、相談窓口に対し、ハラスメントに関する相談を書面(電子メール等を含む。次項において同じ。)又は口頭により申し出ることができる。

4 相談窓口は、ハラスメントに関する相談があったときは、相談者の意向を確認の上、その内容を書面により市議会議長に報告し、必要に応じて市議会議長に適切な助言をする。

5 相談窓口は、前項の報告又は助言について必要がある場合は、あらかじめ市議会議長の承認を得て、当該事案の調査を行うことができる。

(ハラスメント調査審査会又はハラスメント対策特別委員会の設置)

第7条 市議会議長は、相談窓口から報告を受けた場合は、相談者の意向を確認した上で、その適切な処理及び解決について調査又は審査するため、会議に諮って、ハラスメント調査審査会(以下「審査会」という。)又はハラスメント対策特別委員会(以下「委員会」という。)を設置することができる。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、事案ごとに市議会議長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

(審査会の委員の任期)

第9条 委員の任期は、その委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事案に関する調査審議が終了した日までとする。

2 市議会議長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 前号のほか、職務を行うことが困難又は不適當であると認めるとき。

3 市議会議長は、第1項に規定する任期中に前項の規定による委員の欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱することができる。

(審査会の会長)

第10条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第11条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議その他必要なときは、市議会議長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の調査、審査及び決定等の実施)

第12条 審査会は、次に掲げる事項について調査、審査及び決定等を行い、結果を市議会議長に答申する。

(1) 事実認定に関すること。

(2) ハラスメントの該当性に関すること。

(3) 公表その他必要な措置に関すること。

(審査会への協力義務)

第13条 相談者及び被相談者は、前条に規定する調査に必要な資料の提供、審査会への出席又は個別事情の聴取等に協力しなければならない。

(審査会での弁明)

第14条 審査会は、第12条に規定する調査によりハラスメントに該当することを認め、当該ハラスメントを行った議員(以下この条において「当該議員」という。)の氏名の公表を行う必要があると判断した場合は、当該議員に対し、審査会に対する弁明の機会を与えなければならない。

(委員会の組織)

第15条 委員会の組織及び運営については、勝山市議会委員会条例(平成3年勝山市条例第19号)の定めるところによる。

2 委員の定数は、前項の規定にかかわらず、8人とする。

(委員会での意見聴取の実施)

第16条 委員会は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対応するため必要と認めるときは、弁護士等の有識者から意見を聴取することができる。

(委員会の調査、審査及び決定等の実施)

第17条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審査及び決定等を行い、結果を市議会議長に報告する。

- (1) 事実認定に関すること。
- (2) ハラスメントの該当性に関すること。
- (3) 公表その他必要な措置に関すること。

(委員会への協力義務)

第 18 条 相談者及び被相談者は、前条に規定する調査に必要な資料の提供、委員会への出席又は個別事情の聴取等に協力しなければならない。

(委員会での弁明)

第 19 条 委員会は、第 17 条に規定する調査によりハラスメントに該当することを認め、当該ハラスメントを行った議員(以下この条において「当該議員」という。)の氏名の公表を行う必要があると判断した場合は、当該議員に対し、委員会に対する弁明の機会を与えなければならない。

(再発防止措置等)

第 20 条 市議会議長は、審査会及び委員会の結果に基づき、議会における対応が必要と認めるときは、全議員に対し注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の再発防止措置を講ずるものとする。

2 市議会議員は、議員によるハラスメントがなかったことを確認したときは、その者の名誉回復のために必要な措置を講ずるものとする。

(プライバシーの保護)

第 21 条 審査会及び委員会の委員及びその他事案の処理に携わる者は、事案に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市議会議長の職務の代行)

第 22 条 市議会議長が 相談者又は相談の対象となったときは勝山市議会副議長が、市議会議長及び勝山市議会副議長が共に相談者又は相談の対象となったときは、年長の議員がこの条例に定める市議会議長の職務を行うものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第 23 条 議員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、相談者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(継続的な検討)

第 24 条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市議会議長が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。